

八千代市消防本部は、次のとおり職員に対する訓告処分等を行いましたので、公表します。

1 処分対象者 消防職員 8 名（20 歳代から 40 歳代）

2 処分の内容 訓告

3 処分年月 令和 8 年 3 月 25 日

4 事実の概要

休日等を利用し、令和 7 年 9 月から 10 月にかけて週末に 3、4 時間の作業に 1 回から 7 回従事し、報酬を得ていたものです。

5 今後の対応

任命権者の管理監督権に基づく矯正措置により、サービス意識の再徹底を図るため、該当職員への厳重な訓告を実施するとともに、全職員に対し改めて綱紀粛正について周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。